

**個人情報保護制度改正 論点整理用個票**

<b>検討事項</b>		行政機関等匿名加工情報
<b>関連 条文</b>	<b>改正法</b>	第 1 1 9 条第 3 項、第 4 項
	<b>条例</b>	—
<b>概 要</b>		<p><b>1 匿名加工情報の定義</b></p> <p>特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの</p> <p><b>2 匿名加工情報制度について</b></p> <p>行政機関等は、匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、個人情報ファイル簿により対象となるファイルを公表し、事業者等から提案があった場合については、これを審査の上、匿名加工情報を提供することになる。</p> <p>→官民を超えたデータ利活用に寄与</p> <p>なお、匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者は、その契約に基づき、条例で定める手数料を支払う必要がある。</p>
<b>論 点</b>		<p>手数料については条例で定める必要があるが、法において「実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料」とされている。</p> <p>条例で定める手数料の額を政令で定める額と同額と定めてよいか。</p>
<b>検 討</b>		<p><b>1 国の手数料</b></p> <p>国の場合、その額は、令第 3 1 条第 1 項に基づき、次の①から③までに掲げる額に基づいて積算するものとするとしている。</p> <p>① 基本事務（審査事務等）に対応する金額として 21,000 円</p> <p>② 行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1 時間まで毎に 3,950 円</p> <p>③ 行政機関等匿名加工情報を委託した場合に受託者に対して支払う実費</p>

	<p><b>2 他県の動向</b></p> <p>現在、行政機関等匿名加工情報と同様の制度を運用している和歌山県と鳥取県は、手数料を下記のとおり設定している。</p> <p>和歌山県：国と同様</p> <p>鳥取県：19,000円 + 3,600円/時間（若しくは委託料）</p>
<p><b>方向性</b></p>	<p>手数料については、下記の理由から、本県においても政令で定める額と同様の額とすることが望ましい。</p> <p>①法において、「実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料」とされており、本県において特に考慮すべき事情はないこと。</p> <p>②現在、制度を運用している2県においても政令で定める額と大きな乖離はないこと。</p>

**個人情報保護制度改正 論点整理用個票**

<b>検討事項</b>		不服審査事案の審査会への諮問
<b>関連 条文</b>	<b>改正法</b>	第105条第3項
	<b>条例</b>	第41条、第51条、第56条第1項
<b>概要</b>		<p><b>1 行政不服審査会への諮問義務</b></p> <p>現在は、現条例に基づき設置された個人情報保護審議会に諮問しているが、改正法では行政不服審査法に基づく機関（行政不服審査会）への諮問が義務付けられる。</p> <p><b>2 個人情報保護審議会の構成及び運営に関する事項</b></p> <p>開示請求者から審査請求がなされた事案については、個人情報保護審議会に諮問することとされており、同審議会の構成及び運営に関する事項は、現条例第51～65条で規定されている。</p> <p>改正法では行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問することとされており、同条第4項の規定により、その組織及び運営に関して必要な事項は、条例に定めることが必要となる。</p> <p>⇒条例により現条例の個人情報保護審議会を行政不服審査会として位置付けることで、引き続き同審議会に諮問することは可能。</p>
<b>論点</b>		現行の個人情報保護審議会を行政不服審査会として位置付け、引き続き同審議会に諮問するか。
<b>検討</b>		<p>○個人情報保護制度における審査請求事案の特性を考慮して検討</p> <p>・情報公開・個人情報保護審査会設置法では、審査会の調査権限として、「審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人…又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる」と定めている。</p> <p>→現条例第56条（審議会の調査権限）に同様の規定。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・審査請求については、相手方の主張から審議をつくし、現物をみて個別に判断をしていくインカメラ方式をとる等審査方式が特殊である。また、案件も一定件数あり、今までの知見の積み重ねが重要であるため、調査権限をもった審査会を設置することが望ましい。</li></ul>
<b>方向性</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・現行の個人情報保護審議会を行政不服審査会として位置付けることが望ましい。</li></ul>

## 個人情報保護制度改正 論点整理用個票

<b>検討事項</b>		審議会への諮問
<b>関連 条文</b>	<b>改正法</b>	第129条
	<b>条例</b>	第51条第2項
<b>概要</b>		<p><b>1 改正法における審議会の設置及び諮問について</b></p> <p>改正法第129条の規定により、地方公共団体の機関は、条例で定めることにより、個人情報の適正な管理を確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされている。</p> <p>※「特に必要があると認めるとき」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について審議が必要であると合理的に判断される場合。</p> <p><b>2 現審議会の事務分掌について</b></p> <p>条例第51条第2項各号により規定された事務は下記のとおり整理できる。</p> <p>(1) 審査請求案件の審査機能（第2号）</p> <p>(2) 個人情報保護制度の運営等に関する審議機能（第1号、第3号及び第4号）</p>
<b>論点</b>		審議会機能を残すか。
<b>検討</b>		<p><b>1 現条例の規定について</b></p> <p><b>(1) 第1号関係</b></p> <p>現条例では個人情報の収集や利用提供について、審議会の意見を聴いた上で、必要があると実施機関が認める場合は例外的な取扱いが可能である旨が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集制限情報の例外（相談等関係事務等）</li> <li>・本人外収集の制限に関する例外（表彰選考事務等）</li> <li>・目的外利用・提供の制限に関する例外（訴訟資料等）</li> </ul>

	<p>一方、改正法では、上記のように現条例の審議会への諮問を行うべき旨を条例で典型的に定めることは許容されない。</p> <p><b>(2) 第3号関係</b>  個人情報保護制度に関する重要事項に係る諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例改正  →改正法第129条に規定する「特に必要な場合」に該当</li> <li>・ 特定個人情報保護評価に関する第3者点検（番号利用法）  →個人情報保護委員会において、他の法令に基づく諮問についても対応することは差し支えないとの見解が示されている。</li> </ul> <p><b>(3) 第4号関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住基ネットワークシステムの利用提供等（住民基本台帳法）  →個人情報保護委員会において、他の法令に基づく諮問についても対応することは差し支えないとの見解が示されている。</li> </ul> <p><b>2 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正法の施行により、今後は法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体等はこれに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聴く必要性は減少するものと考えられる。</li> <li>・ ただし、法律の範囲内で、地域の特殊性に応じた必要性から独自の保護施策を実施する場合や運用ルールの細則を検討する場合も想定される。</li> </ul>
<p><b>方向性</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現条例第51条第2項第3号及び第4号に定めた審議会機能を残すことが望ましい。</li> </ul>